

川西市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 34 号

### 川西市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年川西市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されていないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第13条の2及び第13条の3を次のように改める。

（所得を有しない者）

第13条の2 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める所得を有しない者とは、第13条に規定する市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療を受ける者及びその者の属する世帯の他の世帯員の当該年度分（4月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前年度分）の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給

与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者とする。

（低所得者）

第13条の3 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定める低所得者とは、医療を受ける者が、前条に規定する市町村民税世帯非課税者であり、かつ、当該年の前年（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年とする。以下この条において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。）をいう。ただし、当該合計所得金額の計算上所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額は算入しないものとし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下この条において「前年度収入所得合計額」という。）が80万円以下であるものとする。ただし、医療を受ける者の配偶者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、医療を受ける者の生計を維持するものをいう。）のいずれかの前年度収入所得合計額が80万円を超える場合は、低所得者としない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川西市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第13条の2の規定及び第13条の3の規定は、令和3年7月1日から適用する。